(質問の 三六)

内閣衆質第二五号

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議員池田峯雄君提出建築制限に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議院議長

鸺

原 喜

重

郎

殿

衆議院議員池田峯雄君提出建築制限に関する質問に対する答弁書

資 材 \mathcal{O} 割当統 制 は、 漸次撤廃せられつつあるが、 圧延 鋼 材、 亜 鉛鉄! 板、 板硝子等はまだ統制 Ĺ つつあ

り、 木材も割当統制は廃止されたが、 わが国木材資源の状況より見て、 多量の消費はこれを規制する必

要があるので、当分の間建築統制を継続することとした。

L かしながら建築制限は、 臨時物資需給調整法が廃止されるか、なん等かの方途により、 木材の建築

用として使用規制される措置がとられるに至つた場合には、これを全廃する考えである。

都道府県に 1 る建築監視員を督励して、 現場監視を嚴にし、 違反の事 前防止並 びに指導に努めてお

り、 な お 違反建築を発見した場合には、 その状況を詳 細 に調 査 L 事 犯 (T) 内容に応じて 臨時物資 需給調 整

法、 市 街 地建築物法及び臨時 建築制限規則により処分を行つて *(*) る。

 \equiv 臨時 建築制限規則では公会堂を興行場として許可をしていない。

L か し許可の趣旨を逸脱していると認められるときは、 よく実情を調査し、事犯の内容によつては行

政処分あるいは司法処分をする方針である。

なお、 取締責任官庁 は建設大臣であるが、 現在は臨時建築制限規則第二十五條により取締の権限を知

事に委任している。

1 許可の條件として必要により、 使用制限を附する場合もある。その内容は、公会堂としての本来の

目的を逸脱するのを防止するため必要な條件を附する。 たとえば公会堂は維持する必要最少限度の経

費を賄うため、公会堂としての構能を阻害しない範囲において毎月十日間以内に限り、 興行に使用す

ることを認めている。

2 右の使用 制限 は許可の條件であるから、 條件に違反したものは、 これが状況によつては、 使用 の停

止等を命ずる。

3 調査あるいは監督の怠慢があつた場合は、その事情を詳細調査し、 事案の内容により責任者を処分

する等適当に措置する。

四

連合国軍の命令によつて政府の施工する工事を除いては、原則として軍人、軍属以外の連合国人及び

第三国人(朝鮮人及び登録証を所有していない台湾省民)で違反行為をした場合は、 行政処分をなすこと

ができると解する。

司法処分については、第三国人に対しては刑事裁判権があるが、連合国人に対しては一九四六年二月

十九日覚書(第一号指令)「刑事裁判権を行使する件」により、 連合国人が違反行為をしても司法処分をな

すことはできない。

右答弁する。